

## 松戸市認定袋の認定申請について

松戸市では、家庭から排出される「可燃ごみ」を対象に、認定ごみ袋を導入しています。

可燃ごみの排出に使用する松戸市認定袋（以下「認定袋」という。）の製造等を希望される事業者は、「松戸市認定袋の認定基準」に基づき、事前に認定申請手続きを行ってください。

### 1 認定袋の規格等

- (1) 種類 「可燃ごみ」1種類
- (2) 材質 低・高密度ポリエチレン
- (3) 大きさ 特大（45ℓ）・大（30ℓ）・中（20ℓ）・小（10ℓ）の4種類
- (4) 厚さ 特大・大・中：0.025mm以上  
小：0.02mm以上
- (5) 袋の形態 平袋及びU形袋
- (6) 色 乳白色（高密度ポリエチレンのナチュラルを基準とする）の半透明
- (7) 価格 販売価格については自由価格とします。  
※詳細については、「松戸市認定袋の認定基準」をご覧ください。

### 2 申請対象

認定申請ができるのは、認定袋を製造販売、輸入販売をしようとする事業者。

### 3 申請受付

- (1) 受付場所 松戸市環境部廃棄物対策課  
(松戸市根本387番地の5 松戸市役所新館6階)
- (2) 申請書類等
  - ア 松戸市認定袋認定申請書（第1号様式）
  - イ 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為、及び登記簿謄本
  - ウ 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し
  - エ 申請者の誓約書（第2号様式）
  - オ 業務経歴書
  - カ 販売ルート及び松戸市内における販売予定店一覧表
  - キ 認定袋の仕様及びサイズ等の図面等及び見本品
  - ク 認定袋の厚さ及び引張強度を示す証明書（公的機関発行の証明書等）  
※認定申請する認定袋ごとに証明書を添付すること

- ケ 使用する顔料及びインクの成分証明書等
- コ 認定袋ごとの販売予定価格又は卸売予定価格一覧表
- サ 他市区町村の認定を受けている場合は、認定書等の写し

#### 4 認定袋の製造・流通

- (1) 松戸市民が、認定袋を使ったごみ出しが円滑に使用できるように製造および流通に努めてください。
- (2) できる限りすべての種類の認定袋を製造（申請）し、流通に努めていただくようお願いします。

#### 5 注意事項等

- (1) 市場に流通している商品を必要に応じて本市が検査する場合があります。
- (2) 認定後、本市において認定袋の規格を追加、変更を行う場合があります。
- (3) 認定後、申請した内容に変更がある場合、又は認定袋の製造等を廃止する場合は、松戸市認定袋可燃ごみ用の認定基準の規定に基づき、速やかに届出を行ってください。
- (4) 認定後、松戸市ホームページにて、認定事業者名を公表させていただきます。

#### 6 問い合わせ先

松戸市環境部廃棄物対策課  
〒271-8588 松戸市根本387番地の5  
電話 047-704-2010  
FAX 047-366-8114  
メール mchaikitaisaku@city.matsudo.chiba.jp